

## 2026年度奨学生募集要項

### 一般財団法人国分記念財団

#### 1. 目的

本財団は、持続可能な豊かな食の未来の実現を目指し、次世代を担う人材育成ならびに食文化の継承・発展に貢献することを目的として奨学生の募集を行います。

#### 2. 奨学資金の給付金額と期間等

給付金額：月額 5 万円(年額 60 万円)

給付対象期間：奨学生として採用されたその年度の始期から、在学する学校の正規の最短修業年限の終期まで給付致します。

大学院への進学を希望される方は継続審査を経て、大学院（修士課程）の最短修業年限まで給付期間を延長することができます。

給付方法：毎月月末までに、当月分を本人名義の金融機関口座へ振込みにて給付（初回は、4～8 月までの 5 ヶ月分を 8 月 31 日までに給付予定）

※返済義務のない給付型奨学金です。

※卒業後の就職その他について何らの制限拘束は受けません。

※他の奨学金との併給および併願は、原則として認めません。（但し、日本学生支援機構、大学が独自に設けている奨学金制度は除きます。）

※給付対象期間は、正規の最短修業年限を原則としますが、留学等やむを得ない事由があると認められる場合には、給付対象期間を延長することもあります。事前に本財団事務局までお問い合わせください。

#### 3. 出願資格

下記要件すべてに該当する方

- ① 日本国籍の方
- ② 2026 年度に新 2 年生に進学する方
- ③ 2026 年 3 月 31 日時点において 25 歳未満である方
- ④ 本財団が定める「標準化 GPA 計算書」にて計算する GPA が 3.0 以上である方
- ⑤ 持続可能な豊かな食の未来の実現に関心を持ち、学業優秀かつ学修意欲があり、将来社会的に有益な活動を目指す方

#### 4. 採用予定者数

10 名程度

## 5. 応募期間

2026年4月1日～2026年5月31日

## 6. 応募方法

ガクシー (<https://gaxi.jp/>) の本財団ウェブページより応募ください。

応募ウェブページに従い、必要事項を入力し、提出書類をアップロードしていただきます。

なお、申込にはガクシーへのログインまたは会員登録（無料）が必要となります。応募頂いた後の結果通知やお知らせなどのやり取りは、原則メールで行います。

- ① 奨学生申請書（奨学生応募フォームに入力）
- ② 在学証明書（奨学生応募フォームにPDFを添付）
- ③ 成績証明書（入学時から2026年3月末までの全成績が確認できるもの・奨学生応募フォームにPDFを添付）
- ④ 標準化GPA計算書（所定様式をダウンロードし、奨学生応募フォームに添付）
- ⑤ 小論文（奨学生応募フォームに添付）  
テーマ：日本の“持続可能な豊かな食の未来”と自分の関わり方について  
文字数：1200文字程度
- ⑥ 大学の推薦書（所定様式をダウンロードし、奨学生応募フォームにPDFを添付）  
推薦者は学長、学部長に限らず、所属する学部の指導教員でも結構です。
- ⑦ 保護者等同意書（所定様式をダウンロードし、奨学生応募フォームに添付）  
※①は奨学生応募フォームに、3月以内に撮影した顔写真または上半身の写真を証明写真や証明写真アプリなどを使用して4.5cm×3.0cmのJPEGで添付してください。  
※②・③・⑥・⑦は原本をPDFにしてアップロードしてください。財団が必要と認めた場合には原本の提出をお願いすることもあります。  
※提出内容の不備や不足があった場合は、いかなる理由であれ選考対象外となります。ご注意ください。  
※保護者等とは父母兄弟、または伯(叔)父、伯(叔)母等の中から20歳以上の者とします。

## 7. 選考及び結果の通知

本財団の選考委員会にて書類選考を行い、理事会で承認のうえ、奨学生を決定します。

選考結果はメールにて2026年8月中旬までに応募者へ通知します。

なお、審査の内容に関するお問い合わせには一切応じることは出来ません。

## 8. 誓約書の提出

奨学生決定通知を受けた方は、速やかに、ガクシーの応募者ページに「誓約書(財団指定様式)」をPDFにてアップロードいただくとともに、「金融機関の振込口座情報(本人名義に限る)」

を登録いただきます。当該登録をもって本財団の奨学生となります。

期限までに登録を確認できない場合には、権利を放棄したとみなし、奨学金の給付を受けられなくなりますのでご注意ください。

## 9. 奨学生の義務

(1) 奨学生は前年度の以下の書類を毎年 5 月末日までに本財団が指定するガクシーのサイト上にアップロードしてください。

生活状況報告書、成績証明書、年間奨学金受領証

(2) 下記の場合、適時本財団へ届け出をしてください。

- ① 休学するとき
- ② 復学するとき
- ③ 大学より停学処分を受けたとき
- ④ 学籍を失ったとき
- ⑤ 最短修業年限での卒業ができないと確定したとき
- ⑥ 他の大学や学部へ転学・編入学、転学部（科）することが決まったとき
- ⑦ 本財団の奨学金受給を辞退するとき
- ⑧ 本財団に提出した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

## 10. 奨学金の休止、打切り、返還請求

(1) 下記の事由に該当したときは、奨学金の給付を休止または打切ります。

- ① 休学となったとき
- ② 大学より停学処分を受けたとき
- ③ 学籍を失ったとき（ただし、転学・編入学を除く）
- ④ 最短修業年限での卒業ができないと確定したとき（ただし、やむを得ない事由があると判断された場合を除く）
- ⑤ 奨学生より辞退の申し出があったとき
- ⑥ 学業成績又は品行が著しく不良であるとき
- ⑦ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ⑧ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(2) 正当な理由なく、本財団が定める提出すべき書類の提出義務を果たさない場合は奨学金の返還を求めます。

(3) 奨学金の休止、打切りを決定した事案について、特に悪質と認められる場合で、下記の事情のいずれかがある場合、理事会の承認を経て、支給した奨学金の一部または全部の返還を求めることがあります。

- ① 申請書に虚偽の記載があり、かつ、当該虚偽記載が悪質である場合

- ② 奨学生が留年または退学し、かつ、就学の態度が誠実でない場合
- ③ 奨学生の就学状況が著しく不良であり、かつ、その原因が奨学生に起因する場合
- ④ 奨学生が本規定のいずれかの条項に違反し、かつ、改善の要請にも拘わらず、改善されない場合
- ⑤ 犯罪、反社会的行為その他社会的な信用を失墜する行為を行った場合
- ⑥ 前各号の他、本財団の奨学金の趣旨に著しく反する場合

#### 1 1. 辞退

採用確定後、奨学金の受給は、原則として辞退できません。ただし、奨学金を必要としない事由が生じた場合には、所定の届出書をガクシーより届け出ることによって奨学金の受給を辞退することができます。事前に本財団事務局にご相談ください。

#### 1 2. 個人情報の取扱い

- (1) 本財団が、応募書類から得た応募者の個人情報は、個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）に基づき、利用いたします。
- (2) 奨学生の実績人数は、本財団のホームページに掲載するほか、行政庁へ報告いたします。

#### 1 3. 注意事項

この募集要項に記載してある事項につき不明の箇所等がある場合には、本財団事務局までお問い合わせください。

#### 1 4. お問い合わせ

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号  
一般財団法人国分記念財団 事務局 mail :  
kokubukinenzaidan@kpost.kokubu.co.jp